令和5年度

第16期第30回海区漁業調整委員会 議事録

令和5年10月17日三重海区漁業調整委員会

日時 令和5年10月17日(火)午前10時00分から10時30分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針の変更について
- 2 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(定置漁業)について
- 3 報告事項2 令和5年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の結果について
- 4 その他
- (1) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 淺井利一 矢田和夫 永富洋一 濵田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長林茂幸主幹増田健主査葛西学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

 班長
 栗 山 功

 主幹兼係長
 中 西 健 五

(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 21 名

○小川会長

それでは、ただいまから第30回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、15名全員出席ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として田邊委員と木村妙子委員にお願い します。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発 言いただくようお願いします。

それでは、議案1「三重県資源管理方針の変更について」を審議します。 事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますようにこのことについて、令和 5 年 10 月 3 日付け農林水第 24-1057 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

漁業法第 14 条第 10 項の規定により準用する第 4 項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。

今回は対象魚種の追加などについての諮問です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水產資源管理課(中西主幹兼係長)

今回諮問させていただきたい内容は、資源管理方針の変更になります。1-1ページがその諮問書です。

- 1-35 ページからの資源管理方針の変更のポイントに沿って説明させていただきます。
- 1、今回の諮問の主な内容は、三重県資源管理方針の別紙その3に新たな魚種を追加するものです。
- 2、経緯としては、現在、県内で関係漁業者により実施されております、68 ある資源管理計画を令和5年度末までに資源管理協定へ移行する必要があります。資源管理協定を策定する手順として、資源管理計画に記載してある対象魚種については、各魚種、管理目標を定め、三重県資源管理方針に追加する必要があります。
- 3、今回、別紙その3に追加したい魚種は、まだい、まあなご、かます類、すずき、さわら、ぶり、とりがい、ばかがい、さがらめ(あらめ)、さるえびの10魚種です。
- 4、三重県資源管理方針は「本紙」と「別紙」の二つに大きく分かれています。1-4ページが本紙の最終項で、「第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」にある、管理目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源についての資源管理方針を「別紙3-1 いせえび太平洋中南部」から「別紙3-18 さるえび三重県海域」までの範囲を含むものに変更させていただきたいと考えています。
 - 1-5ページ以降が別紙1になります。さんまから始まり、まあじ、まいわし太平洋系

群、するめいか、くろまぐろ、まさば及びごまさば太平洋系群と続きます。

1-17 ページからが別紙 3 になり、いせえび、とらふぐ、あわび類、いさき、いかなご、あさり、やまとしじみ、はまぐり、まだい、まあなご、かます類、すずき、さわら、ぶり、とりがい、ばかがい、さがらめ、さるえび、となり 1-20 ページのまだい以降が今回追加する内容です。

- 5、「別紙」には「水産資源」、「資源管理の方向性」、「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」、「その他資源管理に関する重要事項」の項目をそれぞれの 魚種ごとに記載する必要があります。
- 6、水産資源については、国が資源評価を行っている魚種はその名称を、資源評価が未 実施の場合には、「標準和名(ひらがな)+(海域名)」で記載しています。
- 7、資源管理の方向性は、かます類、すずき、さわら、については三重県の水産研究所で評価を行っていますので、その資源評価結果を、まだい、まあなご、ぶり、については国が資源評価を行っていますので、その資源評価の結果をもとに、三重県の資源管理方針の方向性を定めています。とりがい、ばかがい、さがらめ(あらめ)、さるえび、については、まだ三重県の水産研究所においても評価はしておりませんので、これらの魚種については、漁獲量や漁獲努力量をもとに資源管理の方向性を定めていきたいと考えています。
- 8、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、公的制限である、三重県漁業調整規則の遵守についての文言、協定の締結の促進、協定の公表、定期的な検証及び取組内容の改良の促進などについて明記しています。
- 9、今回の諮問を経て、三重県資源管理方針に10魚種が追加されると、資源管理計画において対象魚種がまだい、まあなご、かます類、すずき、さわら、ぶり、とりがい、ばかがい、さがらめ(あらめ)、さるえび、である資源管理計画は順次、資源管理協定への移行が整う形となります。

変更のポイントは以上となりますが、水産庁へ今回追加の 10 魚種を事前に確認したところ、別紙 3-1 から別紙 3-8 と既に承認いただいているものにも文言等の修正等の指摘がありました。それについて 1-26 ページからの新旧対照表をご覧ください。左側が「新」、右側が「旧」です。国からは水産資源の名称の統一をおこなうようにと指示がありました。いせえびについて、これまで「いせえび太平洋中南部」でしたが、国が資源評価を行っていますので、「いせえび太平洋中・南部のうち三重県海域」に名称を改めています。

また、言葉の表現も修正事項がありましたので、国の指導に合わせて今回変更させていただきたいと思っています。新旧対照表の1-27ページのあわび、いさき、1-28ページのいかなご、あさり、やまとしじみ、1-29ページのはまぐり、について国から指導のありました文言の修正を行っていますので、あわせて諮問させていただきたいと思います。説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(定置漁業)について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料2をご覧ください。

今回は定置漁業についての報告です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課 (藤島主幹兼係長)

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告については、先の議案で資源管理計画がありましたが、それとは内容が異なります。漁業法が改正され、漁業権の行使状況を年1回報告しなければならないこととなりました。漁業法第90条でそれが定められており、都道府県知事が報告を受け、その内容を海区漁業調整委員会に対して報告することになっておりますので、今回報告をさせていただきます。

2-2ページをご覧ください。免許番号が定1から定34までの一覧表です。この報告は令和4年の報告として、令和4年1月から12月までの一年間の報告になっています。つまり、すでに行われた漁業権の切替えの前の段階のものであり、この一覧表には今回の切替えで免許されていない者も含まれております。

提出状況が「×」になっている相差の定1、三浦の定13、大曽根の定19、甫母須野の定26 は休業届を提出した上で休業しています。

実際の水揚げについて、操業日数と漁獲量なしが相差の定1、三浦の定13、大曽根の定19、甫母須野の定26、木本の定32です。木本の定32は提出されていますが、水揚げがないゼロとして報告をいただいています。これらの定置については、判断として「×」としています。休業届を提出いただいていますが、ヒアリング等をした結果でも、合理的な理由が認められず、今回の漁業権の切替えでは免許していません。ただし、今回の報告とは関係ありませんが、定26について令和4年報告時の漁業権者は免許申請をしませんでしたが、要望等を受けて海区漁場計画を策定して、別の者に9月1日から免許されています。

説明は以上です。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、なにかご意見ございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項2「令和5年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。

- 3-1ページにありますように、10 月 12 日 (木) に和歌山県新宮市で開催されました。 小川会長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては、お忙しいなかのご出席、どうもあり がとうございました。
- 9月の当委員会でもご協議していただいたとおり、令和2年に改正漁業法が施行された ことを受けた、さんま漁業協定書の語句の改正について、審議が行われました。
- 3-7ページ及び3-8ページをご覧ください。協定書の新旧対照表です。3-7ページが協定書の表面、3-8ページが裏面で改正箇所が赤字で示されています。

まず、従来の協定では、「流網漁業」という漁業名称を記載する際、送り仮名の「し」が記載されていませんが、改正漁業法では、送り仮名の「し」が記載されていますので本協定においても、送り仮名の「し」が挿入されています。

次に、従来の協定では、「操業期間」との記載がありますが、改正漁業法では「漁業時期」 に変更されていますので、本協定においても「漁業時期」と記載することとされています。 次に、従来の協定では、「制限及び条件」との記載がありますが、改正漁業法では「条件」

に変更されていますので、本協定においても「条件」と記載することとされています。

当日はこれら語句の改正について審議が行われ、改正案のとおり決定されました。これにより、3-7ページの下部欄外の4については、連合海区開催日である、令和5年 10 月 12日の日付が入りました。

3-9ページ及び3-10ページが改正後の協定書の全文となります。

協定書の改正内容は以上となりますが、連合海区では両県からさんま漁業の状況などの説明がありました。 3-11 ページから 3-13 ページが和歌山県、 3-14 ページから 3-16 ページが三重県からの資料で、両県とも近年はさんまがほとんど漁獲されていない状況となっています。

また、3-17 ページからになりますが、国立研究開発法人 水産研究・教育機構から、「サンマの不漁要因解明について」という資料が本年4月に公表されており、紹介がありました。

事務局からは以上です。

当日出席いただきました委員の皆さま、補足等がございましたらよろしくお願いします。

○小川会長

一言、ご報告させていただきます。数年コロナの影響で連合海区が延期になっていましたが、さんまの状況があまり良くないので、大きな問題もなく、推移してきたという状況です。

さんま漁業の現状から、和歌山との連合海区をどうするのか、今後の課題になるかと思います。

なにかご意見がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項1「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

次回の委員会については11月14日(火)の10時からの開催をご提案します。場所は、 三重県勤労者福祉会館2階第2会議室で開催予定です。

議題 (案)

- ・三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- ・うみがめ等の採捕に関する委員会指示について
- ・くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について

○藤原職務代理者

14日は理事会を午前中予定しています。この日に開催されると組合長とも欠席になると思います。

○小川会長

2名の方の都合が悪いということでありますが、日程を変更する、あるいは 14 日に開催 するかの二通りあると思います。ご意見があれば承りたいと思います。

事務局はどうですか。

○事務局(林事務局長)

会場は翌週の21日(火)も確保できる状況です。ただし、21日にずらした場合にご都合の悪い委員がみえるといけませんので、調整をお願いします。

○小川会長

21日の午前中に開催することに異議がないという方、挙手でお願いします。

○委員

(举手)

○小川会長

全員挙手いただきましたので、次回委員会は、11月21日(火)の10時開催でお願いします。場所は、三重県勤労者福祉会館2階第2会議室です。

これをもちまして委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。